

## 想定している E S C O 事業

対話内容（E S C O 事業導入の可否、概算事業費等について）を検討するための前提条件として、本市にて現在想定している E S C O 事業は以下のとおりになります。

### 1. 想定する契約方式について

ギャランティード・セイビングス（自己資金型）契約

### 2. 契約期間について

11 年程度を想定

（改修期間 1 年間、維持管理期間 10 年間程度）

### 3. 事業費について

初期投資費（改修費）及び契約期間内の E S C O サービス料は、「対象施設照明器具・電気料金等集計表」（別添資料 3）、「照明設備台帳」（別添資料 4）、「対象施設図面」（別添資料 5）等の別添資料を基に試算してください。

### 4. 事業内容について

提案を基に、E S C O 事業による L E D 化への改修、改修した照明設備の維持管理、省エネルギー量の計測・検証等を実施するものとします。

### 5. 改修する施設・設備、改修内容について

（1）公園・緑地等の園内灯・照明設備、よもぎの園、健康管理センター、佐倉草ぶえの丘、各施設の照明設備（既に L E D 化されているものは除く）

（2）照明設備一式の更新を原則とします。

（3）E S C O 事業で改修した照明設備の所有権は、検査後の引き渡し以降、本市に帰属するものとします。

### 6. 改修後の維持管理

#### （1）基本事項

維持管理を適切に行えるよう、照明設備台帳等を整備し、現場の照明設備と照合できるようにしてください。また、維持管理状況については、毎年度、本市に報告できるようにしてください。

#### （2）故障対応

故障が発生した場合の対応方法及び体制について提案内容を検討してください。な

お、故障等が発生した場合は速やかに原因の究明を行い、修繕を行えるようにしてください。

### (3) 費用負担の範囲

次の場合は、原則として事業者が費用負担するものとします。

- ①照明設備の製品としての不具合による故障又は破損
- ②改修時の施工不良による故障又は破損
- ③ESCOサービス期間中の故障又は破損

照明設備の製品としての不具合による故障、施工不良による故障又は破損のほか事業者の責めに帰する事由により故障又は破損した場合は事業者の費用負担としますが、異常気象による災害や原因者が特定できない故障又は破損した場合は別途本市と協議するものとします。

## 7. 地元業者の活用

ESCO事業における改修、維持管理にあたっては、市内の事業者を積極的に活用し、地域経済への貢献に資するよう可能な限り配慮してください。

## 8. スケジュール案

以下のスケジュールは、今回のサウンディング調査で全体スケジュールを示していただくための想定スケジュールです。このスケジュールをもとに、提案者が考える現実的なスケジュールを示してください。（今後の予定を定めたものではありません。）

項目	期間
事業者募集	令和7年4月～5月
選定委員会開催、優先交渉権者決定	令和7年6月
優先交渉権者による詳細現地調査及び事業計画書・契約内容等の詳細協議	令和7年6月～7月
仮契約	令和7年7月
契約	令和7年9月（要議決）
改修期間	～令和8年3月
改修費分支払い	完成検査・照明施設引き渡し後
ESCOサービス料支払い	各年度ごと